

新	旧	備考
<p>貿易一般保険包括保険（技術提供契約等） 手続細則</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00036 <u>沿革 平成29年6月13日 一部改正</u></p> <p>貿易一般保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00001。以下「約款」という。）に基づく申込みその他保険契約に関する手続的な事項のうち、貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）特約書（以下「特約書」という。）の締結及び内容の変更、特約書に基づき保険契約が締結される契約（以下「対象契約」という。）に係る事項については、次に定めるところによるものとする。</p>	<p>貿易一般保険包括保険（技術提供契約等） 手続細則</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00036</p> <p>貿易一般保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00001。以下「約款」という。）に基づく申込みその他保険契約に関する手続的な事項のうち、貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）特約書（以下「特約書」という。）の締結及び内容の変更、特約書に基づき保険契約が締結される契約（以下「対象契約」という。）に係る事項については、次に定めるところによるものとする。</p>	
<p>第1条～第7条 （略）</p>	<p>第1条～第7条 （略）</p>	
<p>（保険契約の訂正等）</p> <p>第8条 保険契約者は、<u>申込み又は内容変更等の通知の内容</u>を訂正しようとするときは、<u>原則として</u>内容変更等通知期限までに、別紙様式第2 - 4による貿易一般保険訂正承認申請書に当該訂正の必要性を証する書類を添付し、本店等に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が当該訂正に関する追加の書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく当該追加書類を提出するものとする。</p>	<p>（保険契約の訂正等）</p> <p>第8条 保険契約者は、<u>保険契約の申込書の記載事項の誤記</u>を訂正しようとするときは、内容変更等通知期限までに、別紙様式第2 - 4による貿易一般保険訂正承認申請書に当該訂正の必要性を証する書類を添付し、本店等に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が当該訂正に関する追加の書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく当該追加書類を提出するものとする。</p>	
<p>第9条～第24条 （略）</p>	<p>第9条～第24条 （略）</p>	
<p>（回収に要した費用の負担）</p> <p>第25条 約款第36条第3項の規定に基づき回収費用の負担を日本貿易保険に<u>申請</u>する者は、別紙様式第20による貿易一般保険回収費用負担<u>申請書</u>に当該費用が回収を図る上で合理的な費用であったこと及びこれを負担したことを証する書類を添付し、保険金の支払の請求がなされた日から原則として6月ごとの日本貿易保険が指定した月に本店に提出するものとする。</p>	<p>（回収に要した費用の負担）</p> <p>第25条 約款第36条第3項の規定に基づき回収費用の負担を日本貿易保険に<u>請求</u>する者は、別紙様式第20による貿易一般保険回収費用負担<u>請求書</u>に当該費用が回収を図る上で合理的な費用であったこと及びこれを負担したことを証する書類を添付し、保険金の支払の請求がなされた日から原則として6月ごとの日本貿易保険が指定した月に本店に提出するものとする。</p>	

新	旧	備考
2 (略)	2 (略)	
第26条～第31条 (略)	第26条～第31条 (略)	
<u>附 則</u> <u>この改正は、平成29年6月30日から実施する。</u>		
別表1～別表6 (略)	別表1～別表6 (略)	